

障がい者相談支援にかかる今後の方向性について
(触法障がいの地域移行支援について)

平成28年1月

障がい者相談支援あり方検討会

目 次

はじめに

- 1．概要
- 2．検討体制

矯正施設からの地域移行にかかる現状について

- 1．触法障がいの地域移行関連施設の訪問調査等の概要
 - 更生保護施設
 - 救護施設（更生施設）
 - 地域生活定着支援センター
 - 保護観察所

矯正施設からの地域移行にかかる課題について

- 1．訪問調査等の結果より
- 2．障がい者相談支援あり方検討会での意見より
- 3．事業者アンケートの結果より

障がい者相談支援の今後の方向性について

- 1．概要
- 2．今後の方向性について

はじめに

- 1．概要

本市の相談支援体制は、区を基本として、各区における障がい者支援専門機関として区役所と連携し、個別の支援にも有効に機能していけるよう、平成24年度にこれまでの委託相談支援事業を再編し、各区1か所の「障がい者相談支援センター」（以下、「区センター」）として整備を図るとともに、地域における中核的な役割を担うべく、各区の障がい者相談支援センターの統括・後方支援などを担う「基幹相談支援センター」（以下、「基幹センター」）の整備を図り、また、「地域活動支援センター生活支援型」（以下、「地活センター」）については引き続き同箇所継続実施を図ってきた。

しかしながら、本市の相談支援を取り巻く状況については、計画相談や地域相談の適切な実施といった個別事項について多くの課題が存在するほか、全般にかかわる事項として、区センター、基幹センター、地活センターについて、その役割や連携について整理・共有化を図り、限られた社会資源の中でより有効に機能していくための方策を検討する必要があると考えられる。

そのため、平成26年5月より、相談支援に関わる諸課題についての総合的な検討を行うための助言を得るため、「障がい者相談支援あり方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、そこでの意見を、市地域自立支援協議会をはじめとする今後の本市の障がい者施策の推進に向けた検討のための資料として活用するべく、平成26年7月に「障がい者相談支援にかかる今後の方向性について」をとりまとめたところである。

しかしながら、触法障がいの地域移行支援については、関係先や課題が広範多岐にわたることから、継続検討する取り扱いとなっていたことから、今般、触法障がいの地域移行

支援の課題と方向性について一定のとりまとめを図るものである。

2. 検討体制

相談支援に精通している障がい者施策推進協議会委員（部会委員含む）相談支援関係者のうち中核的な役割を果たしている方、上記と同等の専門的知識と技能を有する方のうちで目下の課題にかかる検討に協力いただけた方に参集していただき、以下の日程で実施した。

- 第1回 平成26年5月23日（金）18時～ 大阪市役所にて
議題（1）「（仮称）障がい者相談支援あり方検討会」の設置について
（2）本市における障がい者相談支援にかかる現状と課題について（論点整理）
（3）その他
- 第2回 平成26年6月20日（金）18時～ 大阪市役所にて
議題（1）今後の方向性について（イメージ案）
（2）その他
- 第3回 平成26年7月25日（金）18時～ 大阪市役所にて
議題（1）今後の方向性について（案）
（2）その他
- 第4回 平成27年2月6日（金）18時～ 大阪市役所にて
議題（1）矯正施設からの地域移行について
（2）その他
- 第5回（平成27年度第1回）
平成27年7月21日（火）18時～ 大阪市役所にて
議題（1）これまでの検討経過
（2）矯正施設からの地域移行について
- 第6回（平成27年度第2回）
平成28年1月22日（金）18時～ 大阪市役所にて
議題（1）今後の方向性について（矯正施設からの地域移行支援について）

検討会メンバー（敬称略 50音順）

芦田 邦子	精神障害者地域生活支援センターすいすい理事長
荒川 輝男	社会福祉法人そうそうの杜理事長
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部准教授
川嶋 雅恵	自立生活センターナビ
潮谷 光人	奈良佐保短期大学地域こども学科准教授
東一 久恵	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会事業統括部長
殿村 壽敏	社会福祉法人精神障害者社会復帰促進協会理事長
鳥屋 利治	特定非営利活動法人あるる代表理事
古田 朋也	障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議議長

このほか、地域生活定着支援センターをはじめ、各関係機関より会議出席・聞き取り・アンケート回答等について多大な協力をいただいた。

矯正施設からの地域移行にかかる現状について

1. 触法障がいの地域移行関連施設の訪問調査等の概要

更生保護施設

日 時：平成27年2月2日(月)午後2時00～3時20分

場 所：和衷会

ア 更生保護施設について

更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて事業を営む民間団体で、更生保護事業法の第10条の規定による特別法人。

事業の経営については、法務大臣の監督を受け、各都道府県所在の法務省の出先機関である保護観察所が直接指導に当たっている。

大阪市内には、「和衷会」以外に、更生保護法人としては、大阪市淀川区に「愛正会」がある。

イ 室数・定員

88室(個室)、10室(2人部屋)110名定員

ウ 業務内容

- ・受け入れ準備
- ・入所時の手続
- ・宿泊、食事の提供
- ・生活指導
- ・就職の援助

など

エ 入所者について

保護観察を受けている人

- ・家庭裁判所で保護観察に付されている人
- ・少年院を仮退院して、保護観察中の人
- ・刑務所を仮出獄して、保護観察中の人
- ・刑の執行を猶予され、保護観察に付された人

更生保護の対象となる人

- ・刑務所を満期で出所した人
- ・刑の執行猶予、起訴猶予、罰金などの処分を受け、身体の拘束を解かれた人

入所者における障がい者の比率、退所先など

詳細な数値は、先方の意向で提供不可とのことであった。

- ・入所者のうち2割程度が何らかの障がいがあると思われ、最近は軽度の知的・精神障がいがある方が増えてきている。

その他

- ・ 刑の執行を猶予され、保護観察等に付された、あるいは刑務所から出所をした方が入所している。
- ・ 高齢の方以外で就労可能な方は、日中はあっせん就労先で就労している。
- ・ ただし、手帳取得を行っているものは、1割程度となっているのが現状である。

オ 退所事由（退所先）について

- ・ 福祉への移行（生活保護で単身生活）
- ・ 福祉施設へ入所
- ・ 入院
- ・ その他（家族・知人宅・住込就労）
など

和衷会では、退所にあたって大きく分けて、3つの方法で支援している。

本人と一緒に区役所に行き、生活保護の手続きを行い、地域での単身生活等に移る。

福祉アパートへの入居調整を行う。

地域生活定着支援センターの特別調整対象として支援を行う。

カ 連携先について

- ・ 区保健福祉センター、地域生活定着支援センター等と連絡・調整を行っている。
- ・ 福祉アパートに移る場合は、そこで障がい福祉サービスの調整等も併せて行ってもらっているとのこと。

キ 課題について

- ・ 障がい者手帳を所持している人がほとんどおらず、結果的に利用できるサービスに制限がかかっている現状がある一方、本人が手帳取得に拒否感を示すことが多い。
（本施設に社会福祉士を配置することにより、障がい福祉サービスについての施設の理解は徐々に進んできているが、障がい受容の問題等、入所者への対応に苦慮している。）
- ・ 手帳取得や障がい福祉サービス利用時の実施主体が、施設入所地なのか、その前の居住地なのか、住民票記載地なのか不明瞭であり、また具体的な手続きに時間がかかっている。（その場で概要を説明した）

ク 今後、望むこと（地域移行支援に期待すること）

- ・ 手帳取得の必要のある者に対して、速やかな支援をお願いしたい。
（区障がい者相談支援センターの一覧を手交し、連絡をとっていただくよう伝えた。）
- ・ 手帳が無くても、区相談支援センター等の機関への相談は可能であるということであれば、必要に応じて相談させてほしい。
（手帳を取得する意向があるなら、区障がい者相談支援センターにご相談していただくよう伝えた）

<まとめ>

- ・ 地域移行のケースでは、時間的な制約もあり、ノウハウのある相談支援事業所に集中し

て支援の依頼を行っており、他の指定一般相談支援事業所が触法障がいの地域移行のノウハウを得る機会がない。

- ・区障がい者相談支援センターや障がい者基幹相談支援センターについて、どのような活動をしているのか、これまでよくわからなかったとのことであった。
- ・退所時の支援については、一定の流れができており、手帳取得という部分についての支援の希望はあるものの、対象者拡大に伴う地域移行支援について、特段の支援を望んでいるということにはなかった。

救護施設（更生施設）

日 時：平成27年2月2日（月）午後4時10～5時20分

場 所：淀川寮

ア 救護・更生施設について

【救護施設】生活保護法第38条第1項

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

大阪市内：16施設 総定員 1,748人（平成27年7月）

【更生施設】生活保護法第38条第2項

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

大阪市内：2施設 総定員 180人（平成27年7月）

イ 淀川寮 定員

救護110人、更生90人（平成27年7月）

ウ 入所者について

- ・更生施設もあるが、障がい（身体・知的・精神）のある方については救護施設に入所している。
法の縛りで、更生施設では利用できる（福祉）サービスでも、救護施設は一定の人員配置が既にされているとのことで、適用除外とされている規定が多くあるとのこと。
- ・地域での単身生活が困難な方の中間施設として位置づけられている。
- ・入所者のうち6割程度に何らかの障がいがあると思われるものの、手帳取得に至っているケースが少ない。
- ・入所期間の規定はないが、そこまで長期化しているケースは多くなく、毎年ほとんどの入所者が入れ替わっている。
- ・最近では、障がいとして認められにくい薬物依存（危険ドラッグ）等の方が増えてきている。
- ・敷地内に通所部と呼ばれる日中活動の場があり、入所中は日中、そちらで作業をしたり、数は少ないが、就労している者もいる。

エ 退所後について

- ・単身での地域生活等様々であるが、他の救護施設へ移るというケースは少ない。
- ・なお、生活保護事業の一つとして「居宅生活訓練事業」というものがあり、半年から1年間、地域のアパートで体験的に地域生活を送ってもらい、退所後の地域生活に結び付けているケースがある。

オ 連携先について

- ・区保健福祉センター、区障がい者相談支援センター、特別養護老人ホーム、大阪市障がい者就業・生活支援センター、大阪府地域生活定着支援センターとの連絡・調整により、支援を行っている。
- 矯正施設からの入所希望者についても、地域生活定着支援センター職員の同席のもとで、施設へ出向き、面接等のアセスメントを行っているとのこと。

カ 課題について

- ・入所前に障がい者手帳を所持している人はほとんどおらず、障がいの受容というところから、支援を始めなければならない。
- ・受入先の社会資源がまだまだ不足している現状にある。

キ 今後、望むこと（地域移行支援に期待すること）

- ・社会資源の開発。
- ・障がい福祉サービス事業者等に対し、社会資源の一つとして、本施設（救護施設等）のようなどころがあることの理解・周知を進めてほしい（見学も受け入れ可能とのこと）。

<まとめ>

- ・何らかの障がいを持つ人が6割ほどいると推定されるが、入所以前に手帳を取得している人が少ない。
- ・幅広い機関と連携して支援を行っている。また、矯正施設からの入所希望者については、地域生活定着支援センター職員の同席のもとで、施設へ出向き、面接等のアセスメントを行っている。
- ・退所時の支援については、社会資源（受入先）の不足については苦慮している状況にあるものの、区障がい者相談支援センターとの連絡・調整等、一定の流れはすでに行われており、地域移行の対象者拡大に伴う地域移行支援について特段何かを望んでいるということはない。

大阪府地域生活定着支援センター

日 時：平成27年3月20日（金）午前10時～11時45分
場 所：大阪府地域生活定着支援センター

ア 地域生活定着支援センター（以下、「センター」）について

地域生活定着促進事業実施要領（抜粋）

（目的）

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府

県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

イ 業務内容及び対象者

- ・保護観察所からの依頼に基づく、「コーディネート業務」、「フォローアップ業務(出所後)」、「相談支援業務(入口支援)」、「啓発活動等」、「その他」に分かれて、業務を実施しており、大阪としては「相談支援業務」の比率が多いのが特徴である。
- ・入り口支援(大阪モデル)として、大阪弁護士会、検察庁、社会福祉士会、大阪府地域生活定着支援センター、大阪保護観察所で支援を進めている。
入り口支援は、逮捕・拘留後の期間が限られている中で支援を実施。
- ・センターの創設目的である、出口支援(特別調整)が特に求められている役割であり、地域生活(社会への復帰)への福祉的支援を行っている。
特別調整となるには、高齢、障がい者等、一定の条件設定があり、大阪保護観察所による選定が行われ、センターに調整依頼が入る。身寄りがある(帰来先がある)場合は、際は一般調整扱いとなる。
- ・特別調整は、概ね出所の6か月前には依頼するよう伝えているが、1か月前というケースもある。
保護観察所は8か月前頃にはケース選定を行っている。保護観察所からは詳細の情報が提供されている。
- ・受け入れ先として、すぐに地域に戻ることは難しく、病院や更生・救護施設に入るケースが多い。

ウ 相談支援実績

平成25年 130件 (特別調整コーディネート、フォローアップ、一般相談支援含む)

エ 帰住先

更生保護施設、更生・保護施設、サポータビハウス、障がい者支援施設など

オ 連携先

福祉事務所、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉施設、医療機関、行政など

カ 質疑

Q1 支援にあたっての相談支援事業所との関わりは？

A1 ケースバイケースであるが、相談支援事業所からのケース会議への出席依頼に応じたり、電話対応を行ったりしている。具体の支援として、定着Cと事業所、どちらが主として支援を行っていくのかが悩ましいが、地域の相談支援事業所が主として動いている際は、呼びかけに応じており、一方、特別調整ケースについては、定着Cから地域の相談支援事業所へ協力依頼を行っている。

- Q 2 基幹センターや区障がい者相談支援センターとの関わりは？
- A 2 どこへ相談するかどうかはケースバイケース（既に関係機関との関わりがあるかどうか）であるが、社会資源の紹介・調整という際に、必要に応じて、連絡調整を行っている。
- Q 3 障がい手帳を取得していないケースへの対応は？
- A 3 手帳取得の有無は、障がい福祉サービスの利用に際して重要であり、取得に向けた支援を行っているが、中には調整期間内で取得に結びつかないケースも多い。
- Q 4 保護観察所が特別調整などの選定を行っている段階では、どこまでの判断がなされているのか？例えば、更生保護施設への入所などはその時点で決まっているか？
- A 4 仮釈放という判断に至れば、その受け入れ先として、更生保護施設があるとのことだが、その部分については定着Cとしては関わらない（定着Cは満期出所のケースに対応する）。
- Q 5 対象者が起訴猶予ではあるが、仮釈放等の特別調整に該当しない、定着Cが絡まないようなケースについて、相談支援事業所からの相談等に対して、何か支援してもらえる部分はないか？
- A 5 実際に相談もあり、今後も相談していただくことは差支えない。ただ、入口支援としては大阪モデルもあり、そういった枠組みも活用していただきたい。
- Q 6 アセスメントとして、相談支援事業所が矯正施設へ出向く際は、定着Cの同席が必要か？
- A 6 特別調整ケースについては、定着Cの同席が必要である。
- Q 7 相談支援事業所などが、対象者に関するアセスメントを行うにあたって、情報提供や共有がどこまでできるか？
- A 7 特別調整の対象者については必ず同意書を取っており、それに基づいた内容で原則として提供している。それ以外で、例えば弁護士からの紹介ケースについては、そもそも弁護士がその依頼者の情報を詳細に知らないケースもあることから、十分な情報提供に至っていないケースもある。
- また、相談支援事業所がこういった情報を求めているか不明な場合や逆に詳細を伝えすぎることによって、先入観や受入困難という判断が即時にされるケースも考えられることから、基本的には本人に直接会ったうえで、判断してほしい。
- Q 8 本事業は再犯防止の観点重要であるが、実態はどうか？
- A 8 以前は再犯率が5~6割ほどであったが、近年はかなり低下してきている。罪名は、窃盗が多く、次いで覚せい剤等である。なお、再犯となったケースへの再支援（フォローアップ）については1年間行っている。再度、特別調整として廻ってくるケースもあり、そういったケースへの支援という点は課題であると認識している。
- Q 9 触法障がいの地域移行について、遠隔地ケースの対応として、交通費等の負担が発

生する点は？

A 9 事業所が一緒に行くこともある。依頼をしているケースについては、交通費は定着Cが負担。

Q 10 居住先を探す際に、体験宿泊等を行っているのか？

Q 11 刑務所(矯正施設)入所中の体験は現実的に困難であることから行われていないが、他県でケースがあると聞いている。

Q 12 刑務所(矯正施設)から外出できるのか？

A 12 よっぽどの事情がないと困難。ただし、少年院(少年刑務所)からの就労体験などは行われているとのこと。

Q 13 退所後の施設や居宅での生活支援は支援者が任うか？

A 13 退所後に本人が決めるのでは遅すぎるため、退所前に帰来先や必要なサービス調整などをしっかりと行っておく必要がある。そのため、パンフレットやビデオ等の資料を本人に提供して決めてもらうなどという配慮は行っている。

Q 14 施設や病院に入った方への、次のステップとなる支援に定着Cは関わっているのか？その際の基幹センターや相談支援事業所の役割分担は？

A 14 実際に関わっているし、関わらないと受け入れてくれないところも多い。役割分担については重なっているところがあり、当初は関わりのある定着Cがメインで支援し、徐々に相談支援事業所へ重点を移していくイメージを持っている。ケースバイケースでもあるが今後調整を行っていきたい。

Q 15 大阪モデルのケース含めて施設等からの地域移行で、定着Cとして、まず相談・連絡する窓口はどのように考えているのか？システム化の必要は？

A 15 ケースバイケースであり、行政機関や地域の相談支援事業所(基幹センター等)だと思っている。受け皿や協力機関が少ないので、現実的に特定の事業所に負担がかかってしまう部分は分かるが、行政として整理(システム化)してほしい。

Q 16 業務であるネットワークづくりとして、地域自立支援協議会等との連携はどうなっているか？

A 16 勉強会や連絡会という場に出向いている現状があり、そういった際にネットワーク構築(単発)を図っている。事例検討や定期的な連絡会があるわけではない。どちらかという点で啓発という観点でネットワークを構築している。

Q 17 受け入れとして就労系事業所が多いため、再犯防止の観点のノウハウ等が少ないため、今後、定着Cへ相談してもいいのか？本人を閉じ込めるしか策がないケース等どうしたらいいか？

A 17 相談していただいて差支えない。

<まとめ>

・刑務所等へのアセスメントにあたっては、定着Cの同席が必ず必要であること。

- ・ 詳細な個人情報について、地域移行が決定する以前の段階で相談支援事業所に提供することは難しい。
- ・ 相談支援事業所などが、触法障がいの地域移行などの対応に困ったときは一定の範囲で助言にも応じていただける。ケース対応について、相談支援事業所、定着Cのどちらが主体で実施していくかはケースバイケースにならざるを得ない。
- ・ 体験のために刑期満了前に、刑務所から外出することは実質的に困難である。
- ・ 定着Cとしても、特別調整以外の触法障がいの相談支援のシステムづくりを行政に求めたい。

大阪保護観察所

日 時：平成27年3月25日（水）午前10時～11時45分

場 所：大阪府合同庁舎 大阪府保護観察所別室

ア 保護観察所について

更生保護法第29条

保護観察所は次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 この法律及び売春防止法の定めるところにより、保護観察を実施すること
- 二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他の法令により、その権限に属させられた事項を処理すること

イ 業務内容

< 保護観察官の役割（例示） >

保護観察の実施計画の策定

対象者の遵守事項違反、再犯その他危機場面での措置

担当保護司に対する助言や方針の協議

専門的処遇プログラムの実施

< 保護司の役割（例示） >

対象者との日常的な面接による助言、指導

対象者の家族からの相談に対する助言

地域の活動や就労先等に関する情報提供や動向

保護観察

- ・ 業務として、保護観察という部分があり、担当（保護観察官と保護司）を設定し、順調にしているケースについては保護司により定期的な面接が、何か問題あれば保護観察官による対応を行っている。
- ・ 法律で決められる一般遵守事項と、特別遵守事項（勤労や共犯者との交流制限等）を設定し、対象者の生活状況を把握している。

生活環境の調整

- ・本人により、引受人の希望を聞き、引受人へ引受意思を確認する（引受人の所在地を所管する保護観察所が段取りを行う）。
- ・引受人が居なければ、更生保護施設等へ入所することになり、その際は施設職員による刑務所（矯正施設）への面接が行われている。
帰るところ、出所先が決まらなければ仮退院や出所には至らない。更生施設等へ入所できない際は、特別調整（生活環境の調整の特別版の位置づけ）をかける。なお、帰所予定地ではなく、刑務所所在地の保護観察所が担当となり、定着Cへ連絡を行っている。

が主な業務である。

【参考】更生保護施設

- ・宿泊、食費は原則として無料。
- ・大阪は4か所ある。
- ・就労できる人は貯金してもらい、将来の地域での自立生活につなげていき、就労が困難な際は生活保護につながっていく。
- ・更生緊急保護として、起訴猶予、保護観察等の身柄拘束解消後6か月、食事の提供や金銭貸与を行う仕組みがある。

カ 質疑

Q 1 刑務所や施設にいる福祉職員はどのような動きをしているのか？

A 1 刑務所の福祉職員は、本人との面接により特別調整の判断の有無を行っている。
施設の福祉職員は、本人との面接同行や、サービス申請時の区役所への同行、サービス調整を行っている。

Q 2 本人のニーズ（障がい福祉サービス利用）把握はどの段階でされているのか？

A 2 本人が特別調整を希望すれば、ニーズ把握は可能であるが、そうでないケースは不十分となる場合がある。

Q 3 地域移行の対象者拡大について、法務省からはどう指示が来ているのか？体験などの際のリスクについて、どう考えているか？

A 3 法務省からは、「矯正施設が地域移行支援の対象施設になった」という連絡を受けたのみである。
責任の所在については、もちろん刑務所側となるが、だからこそ障がい福祉サービスの体験の際には、刑務職員の張り付きが必要であるので、現実的な体験（外出）に結び付いていないのが現状である。ほとんど実例はないと考えているが、少年院や女性刑務所等、職員配置が手厚いところは今後、可能性があるかもしれない。

Q 4 相談支援事業所等との連携状況は？

A 4 これまで障がい福祉サービスにつながっていないケースが多く、手帳の取得に至ってこなかったことから、大阪保護観察所と相談支援事業所とのつながりはほとんどない。手帳取得と障がい福祉サービス利用の関係がスムーズに進むような仕組みがあれば地域移行支援も進むと考えている。

- Q 5 遠隔地に地域移行をする、あるいは遠隔地の矯正施設から大阪への地域移行のケースについて、支援の実態はどうなっているのか？交通費負担などの問題もあるが。
- A 5 特別調整について、引き受ける側の福祉施設（グループホーム可）職員が面接のために要する出張費は保護観察所から支弁されるが、相談支援事業所には支弁されない。
- Q 6 服役者本人の状況やニーズ把握を行っている保護観察所から、定着Cやその先の受け皿となるサービス事業所などに対して、うまく支援がつながっていく仕組みが必要であるが、そういった仕組みが無い状況で、今後、どういった支援が必要と考えているか？また、受け皿となる相談支援事業者、サービス提供事業者に対して、どの程度まで情報提供が可能か？
- A 6 仕組み（システム）として整備されれば、各々の機関での支援内容の明確化が図られると思う。
特別調整時等に情報提供の同意書をとっており、必要な情報については、保護観察所から、若しくは定着Cより提供されている状況にはある。また、相談支援事業所が同席のもとでの面接も行われている。
- Q 7 相談支援事業所などへ情報提供する内容はどのように選ばれているのか？
- A 7 受け入れるということが決まっている段階と、その前の段階だと、渡すべき情報量（内容）は変わってしまう状況にある。あえて控えている（今の段階で出す必要がないと判断する）情報もあり、そのあたりは慎重な判断を行っているつもりである。
逆に、相談支援事業所などが受け入れる際に、「こういった情報がほしい」というようなことを伝えていただければ、最終段階ではある程度の情報提供を行っていると思う。
- Q 8 さまざまな相談機関、支援機関がある中で、定着Cはどこに相談をしているのか？
- A 8 いったん相談する窓口が出来れば、その後もそこに相談したいと思う。これまでの経緯や実績というのもあると思うし、定着Cが実際にいろんな調整を行っていると思うので、そのあたりを踏まえて、これまでの窓口に依頼するケース、他に依頼するケース等の調整は必要であると思う。
- Q 9 これまでの依頼先に依頼するかどうかの基準については？
- A 9 特にあるわけではない。障がい種別で依頼先を分けるのは正直難しいが、例えば精神障がいのケースや軽度の知的障がいのケースなど、社会資源との関係上、処遇が困難なケースなどについて、ケースによってはそれぞれで支援の得手不得手もあり、そういったところは行政としても調整が必要である。相談する窓口として、介護保険に当てはめると、ケアマネが調整窓口になると思うが、障がいの分野では相談支援事業所が担うことになるが、まだまだ絶対数が少ない状況にある。
- Q10 地域自立支援協議会等、地域のネットワークづくりを行っている場では、地域の事業者だけでの検討では限界があることから、説明や講演等踏まえ、現状について情報提供いただくことは可能か？

A 10 可能である。

Q 11 刑務所から病院へというケースについては、病院から地域に戻る際に犯罪歴の情報等が伝わらないケースも多く、再犯防止の観点から、何か対応できないかが悩ましい。

A 11 地域で福祉サービスを受けながら暮らすこと自体が、再犯防止につながるのではないかと考えている。

Q 12 支援の流れの中で保護観察所の関与はどこまでになるか？

A 12 更生緊急保護を除くと矯正施設の出所までである。定着Cのフォロー期間(2年間)とは異なる。

矯正施設からの地域移行にかかる課題について

1．訪問調査等の結果より

上記各欄参照

2．障がい者相談支援あり方検討会での意見より

- ・地域の側としては、それぞれの障がいの特性と犯罪とがとどう絡んでいて、どういった支援が必要になるかという情報が一番ほしい。
- ・障がいがあっても適切な支援が受けられないで、孤立感で不安にさいなまれ、それが犯罪に結びつくようなケースはあるのではないかと。
- ・地域で受け入れるとしたら、障がいとの関係で犯罪に走ってしまうというようなことがリンクしているような場合は、それを防ぐためにはどうゆう環境や支援が必要となるのかというのが一番大事な情報になってくる。
- ・去年も情報出してくれないケースがあって、逆に不信感をもった。情報をきちんともらえれば良かったというケースがある。
- ・情報提供について、なかなか提供が得られないという声もあるが、定着支援センターのほうでは提供しているということ。
- ・地域定着支援センターと一定の相談支援事業所との関わりがあるとのことだが、イメージがつかない。
- ・GH先は地域定着支援センターが探している？(そう。ただし、受け入れ先は正直言って少ない。)
- ・受け入れ先は限られているか？(受け入れ先は数少ない。)
- ・地域定着支援センターからの相談支援事業所へのつながりが論点。
- ・移行のための支援で、矯正施設、定着支援センター、施設側、病院側、多岐に渡って...実際に地域での支援を考えていくには、犯罪の関係とか、障がいとの関係とか、十分整理し地域移行をどうつないでいくのかという段階を踏んでいく必要がある。
- ・移行前は地域定着支援センターとところと基幹センターが連携して情報整理をしていたきたい。
- ・地域定着支援センターから直接相談支援事業所につなぐというのが基本にされていて、あとはノウハウの蓄積とかバックアップとかに変わっているのは納得できない。
- ・犯罪歴や生育歴の情報はあっても、障がいとかその辺は全然ないので分からない。私た

ちもすごい情報がほしい。

- ・更生保護施設や救護施設とかなに行かれる方は、とりあえずかまなくてもいいかなと思うが、地域に移行するケースは、数は限られているし、基幹センターもSV機能を持つとのことであるため、地域へ移すときはまず基幹と定着支援センターとかところがある程度かんで、障がい状況の整理とか分析とかをまずしてもらえたらスムーズだと思う
- ・地域定着支援センターの事業内容を見ると、基本的にサービスにつなぐところまでは地域定着支援センターのやることとして書いてある。基本的に地域定着支援センターがつなぐのが本来業務。
- ・基幹相談支援センターとしては、いろんな連携はさせていただく。ただ、全部のケースを通すのではなく、福祉サービスにつなぐのは地域定着支援センターの本来業務と書いてあるので、それはそれでやっていただいたらいいと思う。
- ・触法という障がい者の捉え方、特別調整がかかっていない方もたくさんおられるし、それを含めてどうするか考えていけないのかなとは思う。一定決められた枠でやることやってもらい、連携や調整などはやらせていただくという形で進めれば、特別調整についてはいい。
- ・刑務所出たからの支援というのは、従来から定着で行っている。対象枠拡大というところが問題になってきているのではないのかなと思う。
入所の方の支援と、障がい者支援を拡大して解釈する。あるいは、今後、救護施設、更生施設、保護施設にいる方も対象とするという中でどうゆう支援が必要になるか。
その問題になると、厚労省からも何の指令もないが、現実的には刑務所の中でそういったサービスをするのは全く不可能。
- ・法務省も厚労省もはっきりさせず、丸投げやっという状況の中で、大阪市ではどうやっていくのか。放っておけない状況だから、みんなが力を出し合おうかっていう話。初動期と事業所につなぐというのは整理してもらいたいし、基幹センターが連携してもらいたい。
- ・刑務所に入っている方を刑務所から連れ出して、施設やGHを案内して選んでもらうのは無理。とてもじゃないけどできない。責任の所在はもちろん刑務所で、定着支援センターが責任追うわけにはいかない。昨年度和歌山で1件やったが、全国でもこれだけ。たまたまその刑務官が熱心で、車で一緒に探して帰る施設を見つけたというもの。
- ・地域の受け皿としては、いきなり場を移すのはあってはいけないということで、体験の取り組みを重視している。刑務所から出て、一旦施設に入って、そこから体験の取り組みやるのが一番スムーズなのかなと思っている。
- ・重大な犯罪歴や意志疎通が難しい場合など、基幹相談支援センターが間に入ったほうがうまく進むと感じておられたりするのであれば、基幹相談支援センターが入る意味があるのかなと思うが、特段不具合がないのであれば...(今のところ不具合はない。との意見あり。)
- ・基幹センターへ全てを依存しなさいということではないけど、ある程度、交通整理するような機能があってもいいのではないか。
- ・地域定着支援センターがもっているノウハウはそれはそれで生かして、新しいシステムとして、基幹相談支援センターがどうかんでいくかを考えていく必要がある。
- ・実際にトラブルがある。施設から情報がもらえない。いきなり事業所に出すと、拒否する場合もあるので、その辺りを見極めながら、基幹センターとは全部共有した上で、どこでどう出していくのか考えてもらうシステムがいるのではないか。
- ・区のセンターや地域自立支援協議会とかで地域のネットワークをつくっていかないと支

えきれない。そこが非常に危うい。

- ・フェイスシートの情報を集約して、それを地域に提供するまではやはり基幹センターの役割として考えてほしい。
- ・極端なことを言うと、依存のケース、特に覚せい剤のケースはどんどん増えてくるが、どこもできないし、やるところもない。
- ・薬物は、基幹CもこころのCも定着Cもできない。できるというのは幻想。
- ・基幹センターは、見極めるところ。障がいと犯罪歴とか生育歴との関係で、どんな支援をできる事業所がこの受け皿になるべきなのかという見極めが一番ほしい。
- ・犯罪と生育歴との関係であれば保護観察所になるし、基本的に地域定着支援センターにノウハウがあると思う。
- ・一つの事業所が大きな責任を負わないようなシステムについて考えるべき。
- ・事業所が抱えることのないようにするというのは相談支援の基本だと思うので、地域自立支援協議会の相談部会の設定や基幹相談支援センターの後方支援等でそこを考えていきたい。
- ・フェイスシートのバージョンアップというのは、情報提供する側とされる側のギャップが少しある。ポイントと思われることがチェック項目で確認できるようなものが、相互理解に少しでも資するように。

3. 事業者アンケートの結果より

調査目的：課題の多いと考えられる触法障がいの地域移行支援について、支援状況等を把握することにより今後の方策検討につなげる

調査対象：区障がい者相談支援センター 24 か所
地域活動支援センター（生活支援型） 9 か所
障がい者基幹相談支援センター 1 か所

調査期間：平成 27 年 9 月 29 日～10 月 21 日

調査結果の概要

1 回答状況

本調査に対しては、全調査対象から回答があった。

区センターでは、支援実績ありが 13 か所、支援実績なしが 11 か所であり、設問 5 において意見を寄せたセンターは 16 か所であった。

地活センターでは、支援実績ありが 6 か所、支援実績なしが 3 か所であり、設問 5 において意見を寄せたセンターは 7 か所であった。

これらのセンターごとに支援人数を見ると、1 名が 4 か所、2 名が 7 か所、3 名が 4 か所、4 名、9 名、12 名、13 名が各々 1 か所であった。

なお、基幹センターに関しては、本市から委託している地域移行コーディネート業務の一環として支援を実施したケース（2 名）についての報告である。

2 支援ケースの属性

2-1 支援人数、性別

回答のあった支援人数は総計 70 名である。これを年度別にみると、25 年度 28 名、26 年度 25 名に対し、27 年度は 8 月までの 5 か月間で 17 名となった。平成 27 年度年間値として単純に平年度化予測すると 40 名強が見込まれる。増加の背景としては、矯正施設入所者が地域移行支援の対象者となるなど制度の充実が図られたことや、当課として地域生活定着支援センターや保護監察所等司法関係機関と連携を図ってきたことなどが考えられるが、今後も増加傾向が続くのか注視していく必要がある。

男女別で見ると、男性 82.9%、女性 17.1%と、男性が大半を占めている。支援に当たって性別に配慮すべき状況があるとすれば、支援側の男女比が課題となることも考えられる。

なお、1 事業所当たりの支援人数は 2.1 名であるが、区センターの平均は 1.5 名（合計 35 名）、地活センターの平均は 3.7 名（合計 33 名）となる。

2-2 年代別

40～65 歳が 41 名（58.6%）、20～30 代が 24 名（34.3%）と、いわゆる現役世代が 9 割を超えている。このことは、長期間にわたる継続した支援の必要性が高いことを示すとともに、住居や就労を含めた多様なニーズへの対応が求められることを示唆しているといえる。

2-3 障がい種別

所持している手帳の種類（複数回答）で見ると、精神障がい 42 名（60.0%）、知的障がい 27 名（38.6%）、身体障がい 4 名（5.7%）であり、手帳を所持していない人も含めると、精神障がいのある人は 68.6%、知的障がいのある人は 41.5%となる。

2-4 触法内容

犯罪ごと（複数回答）で見ると、窃盗 21 名（30.0%）、傷害（傷害致死を含む）13 名（18.6%）、放火 12 名（17.1%）などが目立つが、触法内容は多岐にわたっており、殺人のような重い犯罪も含まれている。このため、「触法障がい」であることへの配慮が必要であるとしても、その内容は個別であり、一様の対応では十分な効果を得ることは難しいと考えられる。

3 相談の依頼元

3-1 相談時期と依頼元

相談時期では、いわゆる入口支援期が 18 名（25.7%）、矯正施設入所中が 15 名（21.4%）、釈放後入所・入院中が 15 名（21.4%）、釈放・退所後一定期間経過が 18 名（25.4%）となり、釈放後すぐというケースは僅少であった。矯正施設入所中までに相談につながるケースと、矯正施設を出た後に相談につながるケースがほぼ半々といえる。

相談元としては、区役所が 15 名（21.4%）、本人・家族が 11 名（15.7%）、地域生活定着支援センターが 9 名（12.9%）、支援者が 8 名（11.4%）と多く、その他に基幹センター、こころの健康センター、区センターの障がい福祉機関、保護監察所、弁護士会、社会福祉士会の司法関係機関、施設、病院からのケースも数名あった。

このうち、本人・家族や支援者は入口支援機や矯正施設入所中など比較的早い時期に、区役所は釈放・退所後一定期間後に相談がある割合が高い傾向にあり、司法関係機関は矯正施設入所中までの早い時期の割合が高く、特に弁護士会、社会福祉士会はそのほとんどが入口支援期である。

以上のことから、本人・家族、支援者から相談があるか、または司法関係者からつながれば、早い時期からの相談支援が可能であり、そうでない場合は、一旦保護施設等に入所し、その入所中や退所後に様々なルートで相談につながるケースが多いことになる。早期に相談支援を提供するためには、司法関係機関との連携を深めていくことが必要となる。

3-2 特別調整対象者

特別調整対象者は6名(8.6%)にすぎず、刑務所に入所していたケースの数は不明ながら、特別調整によらずに出所するケースが多いと考えられる。

なお、特別調整対象者については、基幹センターの支援ケース(1件)を除いて、すべて区センターの支援ケースである。

3-3 医療観察法ケース

医療観察法のケースは7名(10.0%)であった。

支援したのは、区センター3名、地活センター4名。

3-4 依頼理由

依頼のあった理由(複数回答)では、「帰住希望先の区の事業者だったから」27名(38.6%)、「当該障がいの種別のノウハウがあると期待されたから」22名(31.4%)、「以前に関わっていたケースだったから」20名(28.6%)、「以前の居住区の事業者だったから」17名(24.3%)の順となる。帰住希望先や以前の居住区、以前からの関係といった理由で必然的に依頼されたケースが多い状況であり、実績や関係性に基づいて依頼されたケースはそれほど多くはない。

なお、地活センターに限ってみれば、「帰住希望先の区の事業者だったから」「以前に関わっていたケースだったから」「当該障がいの種別のノウハウがあると期待されたから」がいずれもほぼ半数を占めている。

4 つなぎ先

4-1 住まい先

単身生活へ31名(44.3%)、グループホームへ14名(20.0%)、家族と同居へ9名(12.9%)が上位を占め、全体の77%が地域での生活へ移行できている。

それ以外のケースについては、入院したケースを除けば、支援継続中や他の事業所へつなぐなどしており、特に目立った点は見受けられない。

4-2 連携先の機関

区役所担当者34名(48.6%)、精神科等の病院・診療所28名(40.0%)、区センター15名(21.4%)、グループホーム事業者14名(20.0%)、日中系事業者14名(20.0%)などが多い。

司法関係機関としては、地域生活定着支援センター、保護監察所、弁護士会と各々15%前後の連携があるが、犯罪の再発防止までを視野に入れると、支援体制としては脆弱と言わざるを得ない。

一方、基幹センターや地活センター、通常の指定相談支援事業所などとの連携は少なく、相談支援体制における後方支援や委託と指定の住み分けなどに課題が感じられる。また、区役所担当者との連携が半数にとどまっていることや、地域自立支援協議会との連携が皆

無であることから、個別ケースから地域課題を導き出していく取り組みは、今後を待たなければならぬ。

センターの類型別で見ると、区センターは精神科等病院・診療所（54.3%）、こころの健康センター（20.0%）と多くなるほか、他の区センター（31.4%）が目立つ。また、司法関係機関との連携も、地域生活定着支援センター（31.4%）など多くなっている。地活センターは、精神科等病院・診療所（63.6%）、こころの健康センター（27.3%）に加え、区役所担当者（57.6%）にも精神保健福祉担当者が含まれるため、精神障がいに関する専門機関との連携が強い。一方、区センター（18.2%）、地域生活定着支援センター（6.1%）など、他の相談機関、司法関係機関との連携が弱く、支援のネットワークを構築することが十分実現できていない可能性がある。

5 全般について

5-1、5-2 地域相談支援の利用

地域移行支援又は地域定着支援を利用したケースは5名（7.1%）で、平成25年度まで矯正施設等が地域移行支援の対象外であったことやグループホームへの移行者が多いことを勘案しても、低い利用率にとどまっている。

その理由として、委託の相談支援業務として対応可能だから、地域生活定着支援センターや弁護士、医療関係者などが支援したから、迅速な対応が求められるためなどが挙げられたほか、地域相談支援事業者が見つからないといった声もあった。

5-3 課題

意見のあった24か所について集計した（次項5-4も同じ）。意見として多かったのは、「移行先となる事業所さがし」（62.5%）、「移行後の支援体制や他事業所・他機関との連携、バックアップ」（62.5%）、「関係施設・機関との連携、関係機関等からのバックアップ」（54.2%）、「施設・病院・矯正施設等との情報共有」（50.0%）が半数以上のセンターから指摘された。

これは、地域移行の支援を行う上で、『触法』ゆえの情報不足や司法関係をはじめとする専門機関との連携に困難を感じており、移行先をさがすのになお一層の困難があり、さらに移行後も関係機関等との連携やバックアップを必要としている姿を特徴的に反映していると考えられる。

5-4 今後望まれる方策

意見として多かったのは、「関係施設・機関との連携・バックアップ、移行の中核となるべき機関」（79.2%）、「移行先となる事業所さがし、移行先との調整、体験取り組み」（75.0%）、「施設・病院・矯正施設等との情報共有、アドバイス、状態の分析・見極め」（70.8%）である。

これらを具現化するためには、支援に必要な情報について、支援開始時点で把握できるような方策を検討すること、支援のネットワークの構築に向け、司法関係をはじめとする各機関との連携を日常的に深めること、受け皿となるサービスや住居について、触法障がいに適切に対応できるよう事業者の理解を得るとともに、地域課題として広範な取り組みを進めることなどが考えられる。

5-5 センターからの意見

課題や方策についての具体的な内容や意見等が、次のとおり多数寄せられた。

【情報提供・施設入所中の対応】

- ・個人情報保護と情報共有の課題
- ・施設における本人の状況や医療受診状況がわからず、本人への選択肢の提示や安心できる状況等を踏まえたアプローチが支援者の間で共有できなかった
- ・施設において情報提供やアドバイス、状態の分析などを受けていないケースがあった
- ・施設において地域生活ができるかどうかの判断が必要、その上で連携したい
- ・とりあえず移行先を決めて振るのではなく、施設において、地域に出てからを想定した支援方法の検討を
- ・本人に必要な支援を分析し、それらを共有するために、本人に関する詳細な情報が不可欠であり、矯正施設等から事前に移行先に伝える必要がある
- ・司法側からの依頼は、退院直前であったり、退院後のサービス利用の準備がないなど、課題が多い
- ・情報の開示が後出しで徐々になると、機関同士の信頼・連携が困難
- ・関わり初めに行政からの情報がほとんどなかった
- ・警察からいつ地域に帰ってくるかの情報がなかった
- ・矯正施設等からの円滑な情報開示のため、定着センターがつなぎ先への情報周知と継続したサポートを
- ・事業所等へ繋ぐときに本人情報をどこまで伝えるか、また伝えた上でどこまで受け入れてもらえるか

【地域移行支援とネットワーク】

- ・指定一般事業所が少ないので、マンパワーを増やすことが必要
- ・地域移回事業所がない
- ・地域移回事業所の不安感の解消
- ・「触法」という観点から、新たな連携先の情報がどのように得られるかが課題
- ・保護司の障害に関する知識がほとんどなかった
- ・関係機関の介入時期にズレが生じるため、段階ごとに主担当を移管する際に本人を混乱させることがある
- ・関係機関が増えると、会議の日程調整や、各々の専門性ゆえの障がい特性の理解不足などの課題も出てくる
- ・コーディネート側は、障がい特性を見極め、支援し切れる受入れ事業所を探す必要がある
- ・定着センターや基幹センター、こころの健康センターがコーディネートとバックアップの中心になる仕組みを
- ・行政機関や基幹センターなど支援のバックアップを担ってくれるところをはっきりと位置づけてほしい
- ・コーディネート機関を中心にして関係機関が情報を共有し、中長期的に見極めながら制度利用することが必要
- ・困難ケースが特定の事業所に委ねられることが多く、連携の必要性と役割の明確化が不十分

- ・入口支援機期のアセスメントが重要だが、一般相談支援事業がまともに機能しておらず、触法障がいへの支援はハードルが高い
- ・当面、ノウハウのある事業者に集中するのはやむを得ないが、このままでは先細り
- ・直接地域の法人や事業所に振ったり、とりあえず計画相談に乗せるということがないようにすべき

【地域での生活の実現】

- ・グループホームなどの社会資源が不足しており、本人の希望が実現できないことが多い
- ・受け皿が少ないので、新たな社会資源の開拓のために、地域に対して課題周知を行いたい
- ・移行先事業所に受け入れる力のあるところが少ないので、研修を行って広げる必要がある
- ・移行後の支援体制づくりにおいて、定着センターなどの軸となる機関が継続してバックアップしてほしい
- ・地域の支援者が相談できるところがない
- ・問題が起きた時に、地域の支援者がすべてカバーしないといけない
- ・行政として地域で受け入れモデル事業を行い、受け入れ支援のあり方の整理を

【その他】

- ・事例の共有化や研修を望む
- ・施設が有期限であり早く移行しないといけないという思いが先行しがちなので、本人にあったペースで支援できる制度があれば、安心して取り組める
- ・移行後、万一の時にやり直しがきくように、矯正施設等に戻れる仕組みの検討を
- ・中間施設がない
- ・移行先が他県となり、居住先の支援機関が中核を担うまでに至らず、支援を継続するも、支援チームが有効に機能していない
- ・行政担当者が交代すると行政側の意識が希薄になる
- ・本人が支援を望まない場合の支援の困難さ
- ・福祉サービスの支援にそぐわない場合の地域での取り組みが困難

障がい者相談支援の今後の方向性について

1. 概要

触法障がいの地域移行に向けた支援について、各相談支援事業所で日々取り組まれているところであるが、「触法」に対する配慮や対応方法について特化した専門的知識を必ずしも十分に有しているわけではなく、また、個人情報等の壁によって必要な情報を十分に把握できないまま支援せざるを得ない状況もある。また、司法関係をはじめとする様々な専門機関とのネットワークについても緒に就いたばかりであり、サービス事業者や住居の提供者、地域住民に触法障がいへの理解が広がっていない中で、大変困難な支援を続けている姿が明らかとなった。

そのような中であっても、アンケート結果によると、支援した人の7割以上を地域での生活に導いた実績は大いに評価すべきであり、この支援実績の積み重ねに立って、必要な

基盤的整備を行い、誰もが暮らしやすい地域社会を模索しつつ、一層の円滑な支援に向けて検討を進める必要がある。

2. 今後の方向性について

(1) 情報の流れ、共有化の整理・強化

触法障がいの地域移行支援については、情報連携について大きな課題があることが明らかになった。また、一方では、現行の取り組みの中で特段の支障がなく一定の推進が図られているケースがあることも明らかになった。したがって、画一的に情報や業務の流れを整理することは必ずしも有効ではないとも言える。

触法障がいの地域移行の推進にあたり、重要な情報（特に、犯罪歴や生活歴のうち、これからの地域移行や地域定着の推進に当たり必要不可欠な情報）が確実に連携されること、ケースバイケースではあるものの、対応困難と思われるケースに対するバックアップを図っていくことが重要である。

本市の相談支援体制としては、基幹相談支援センターは各センターの後方支援機能を担っていることから、この機能を生かしながら対応していくことが必要である。

基幹相談支援センターでは、相談受付票を整備して運用を図っていくところであるが、連携にあたり、相談受付票の項目欄等については改良する余地があると思われる。また、についても、触法障がいの地域移行ケースを含めて後方支援が着実にできるようにしていくことが必要である。

基本的には、別紙のフロー図が考えられる。

(2) ネットワークづくりの強化

特に、触法障がいの地域移行支援に関係する機関は市内の相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所のみではなく、国や府の機関など広範多岐にわたるため、密接な連携の構築が必要である。主要な関係機関で構成される互いの取り組み状況や課題などについて共有化を図っていくための連絡会議（仮称）を設けるなどのネットワーク化を行い、顔の見える関係づくりの強化を図っていく必要がある。

(3) 国・府への要望等の強化

触法障がいの地域移行の推進にあたっては、法務省管轄機関と厚生労働省管轄機関との情報連携、触法障がいの地域移行・地域定着支援にかかる報酬面での評価などについては、国・府レベルでの整理が必要なところであり、障がいのある方の高齢者や重度化に対する対応も踏まえて要望等の強化を行っていく必要がある。

触法障がい者の地域移行等に関する支援状況等調査票 及び 回答集計結果(自由記載欄を除く)

本調査にあたって(触法障がい者定義や実績数の計上考え方等については、本調査に限るものです。)

(1) 調査範囲について

入口支援 (犯罪・非行発生から判決・釈放までの間に、関わりがスタート)
 地域移行支援 (矯正施設、入所施設、病院、保護施設等に滞在中の間に、関わりがスタート)
 地域定着支援 (すでに地域での生活がスタートした後に、関わりがスタート。)
 を問わず含めることとします。(本調査においては、入口支援・地域移行支援・地域定着支援をまとめて、地域移行「等」支援と表記します。)

個別給付(地域移行支援・地域定着支援)の有無を問わず、調査対象とします。

触法歴はあるものの、今回当該ケースの支援に当たって、特に触法障がい者であることを意識した支援をしていない場合(例:道路交通法違反や未成年者喫煙防止法違反のみなど)は、調査対象外とします。

刑事責任の結果有無(有罪(矯正施設へ実際に入所)・有罪(執行猶予となりそのまま地域へ)・無罪(触法行為の事実はあるが責任能力の観点で無罪など)は問いません。

特別調整ケース、心神喪失者等医療観察法のケースも含みます。

触法内容の軽重は問いません。微罪であったとしても、貴事業者として触法障がい者ケースとして留意して支援を行ったのであれば計上してください。

合計件数が数十件以上になるなど、記入に相当な労力を要する場合には、概数での記入(例:「約20件」「約50件」などと記入)でも構いません。

通常業務に差し支えの無い範囲で、調査のご協力をお願いします。

注) 延べパーセントは、重複回答可の設問について、回答元の総数70件をベースにして、のべでのパーセントを出したものですので、合計は100%を超えることがあります。

1. 本回答の記入者をご記入ください。(記載いただいた方宛にお問い合わせさせていただく場合があります。)

事業所名	
記入者名	
電話番号	
メールアドレス	

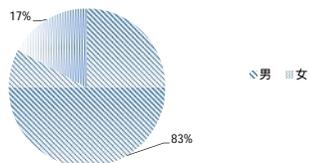
2. 本調査対象のケース(触法障がい者の地域移行等支援ケース)の属性についてお尋ねします。

2-1. 当該ケースの男女別をご記入ください。

	男	女	不明	計
平成25年度	23	5	0	28
平成26年度	23	2	0	25
平成27年度(8月まで)	12	5	0	17
計	58	12	0	70

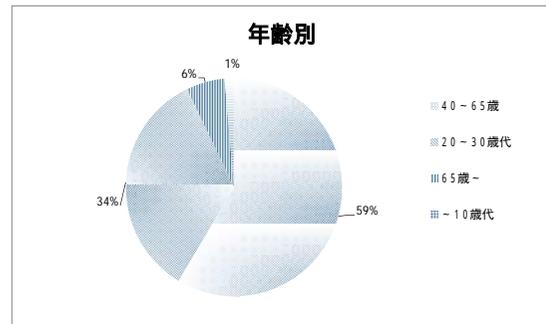
40.8 (平成27年度の平年度化単純予測値)

ケースの男女別



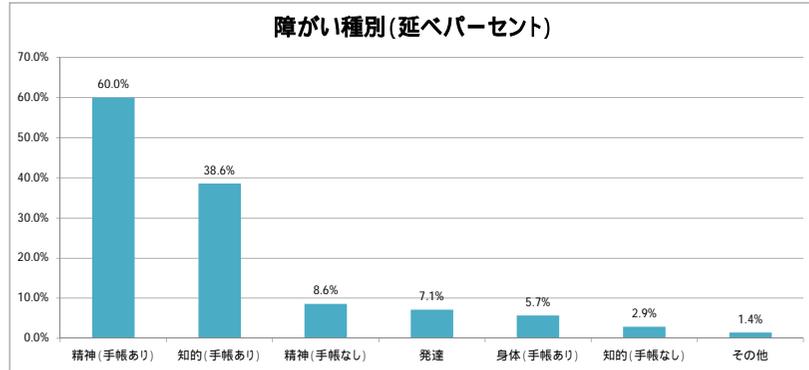
2-2. 当該ケースの年齢別をご記入ください。(依頼時の年齢)

	40～65歳	20～30歳代	65歳～	～10歳代	計
平成25年度	18	8	2	0	28
平成26年度	18	6	0	1	25
平成27年度(8月まで)	5	10	2	0	17
計	41	24	4	1	70



2-3. 当該ケースの障がい種別をご記入ください。(重複障がいの場合は複数計上可)

	精神(手帳あり)	知的(手帳あり)	精神(手帳なし)	発達	身体(手帳あり)	知的(手帳なし)	その他	計
平成25年度	21	10	2	2	2	0	0	37
平成26年度	13	10	2	2	1	1	1	30
平成27年度(8月まで)	8	7	2	1	1	1	0	20
計	42	27	6	5	4	2	1	87
延べパーセント	60.0%	38.6%	8.6%	7.1%	5.7%	2.9%	1.4%	

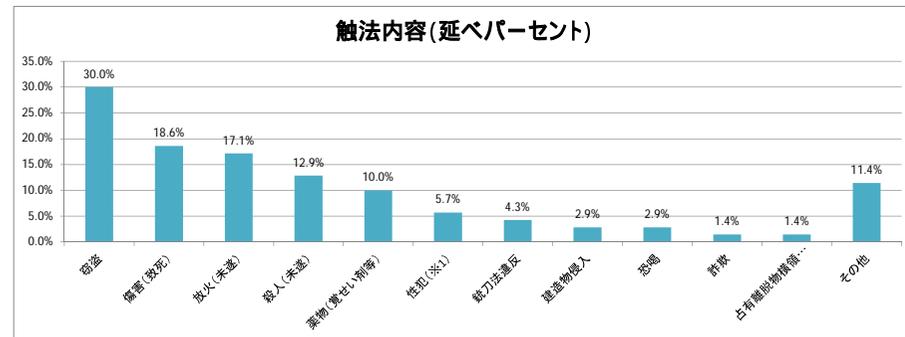


2-4. 触法内容についてお尋ねします。(ケースごとに複数計上可) 有罪・無罪の結果は問いません。未遂も計上することとします。

	窃盗	傷害(致死)	放火(未遂)	殺人(未遂)	薬物(覚せい剤等)	性犯(1)	銃刀法違反	建造物侵入	恐喝	詐欺	占有離脱物横領(2)	その他	計
平成25年度	8	2	8	4	4	0	0	1	2	0	0	3	32
平成26年度	11	6	2	2	3	2	2	0	0	0	0	1	29
平成27年度(8月まで)	2	5	2	3	0	2	1	1	0	1	1	4	22
計	21	13	12	9	7	4	3	2	2	1	1	8	83
延べパーセント	30.0%	18.6%	17.1%	12.9%	10.0%	5.7%	4.3%	2.9%	2.9%	1.4%	1.4%	11.4%	

(1) 性犯・・・強制わいせつ、強姦

(2) 占有離脱物横領・・・放置自転車や忘れ物などを盗む行為のうち、窃盗に当たらないもの



3. 相談の依頼元(つなぎ元)についてお尋ねします。

3-1. 難法障がい者の地域移行等のケースに関して、いつの時期に、どこからの依頼を受けましたか？件数の内訳をご記入ください。

地域移行等の依頼がいつからですか？	どこからの依頼を受けましたか？																			
	【平成25年度】																			
	本人・家族から	支援者から	区役所から	基幹相談支援センターから	こころの健康センターから	区障がい者相談支援センターから	地域活動支援センター生活支援型から	左記以外の指定特定・一般事業所から	保護観察所から	地域生活定着支援センターから	弁護士会から	社会福祉士会から	更生保護・救護施設から	障がい者支援施設から	精神科等の病院から	高齢者施設から	貴事業者のニーズ掘り起しによる	その他	計	
入口支援期	犯罪・非行の発生後から判決までの間	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
地域移行支援期	矯正施設入所中	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7
	釈放後すぐ(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援期	釈放後一定期間経過(2)	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	7	
	釈放後すぐ(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不明	釈放(退所)後一定期間経過(4)	1	1	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	9	
	計	3	2	6	0	0	1	0	0	1	3	0	0	2	3	0	0	0	28	

- (1) 矯正施設からの退所とほぼ同じタイミングで、依頼を受けた場合を想定してください。
 (2) 矯正施設退所後に入所や入院をしている更生保護施設や精神科病院等から、依頼を受けた場合を想定してください。
 (3) 不起訴や無罪となったため、矯正施設等に入所することなく、地域定着支援の依頼を受けた場合を想定してください。
 (4) 矯正施設の入所層はあるものの、すでに一定期間(概ね退所後数日～1年)地域生活をしているケースにつき、(地域移行というむしろ)地域定着支援としての依頼を受けた場合を想定してください。

2-1. の計と一致

地域移行等の依頼がいつからですか？	どこからの依頼を受けましたか？																			
	【平成26年度】																			
	本人・家族から	支援者から	区役所から	基幹相談支援センターから	こころの健康センターから	区障がい者相談支援センターから	地域活動支援センター生活支援型から	左記以外の指定特定・一般事業所から	保護観察所から	地域生活定着支援センターから	弁護士会から	社会福祉士会から	更生保護・救護施設から	障がい者支援施設から	精神科等の病院から	高齢者施設から	貴事業者のニーズ掘り起しによる	その他	計	
入口支援期	犯罪・非行の発生後から判決までの間	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	10
地域移行支援期	矯正施設入所中	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	釈放後すぐ(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地域定着支援期	釈放後一定期間経過(2)	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	
	釈放後すぐ(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不明	釈放(退所)後一定期間経過(4)	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
計	5	4	6	1	0	1	0	0	0	3	1	2	0	0	1	0	0	0	25	

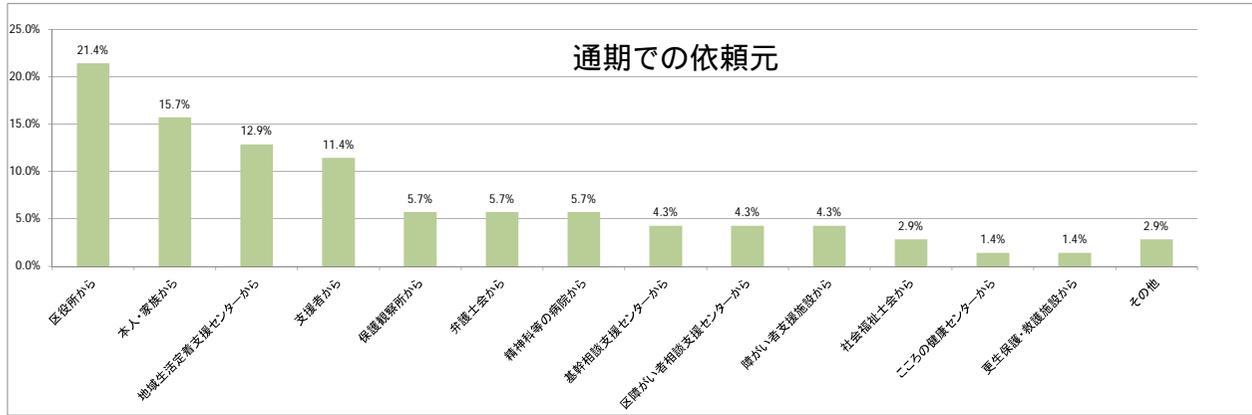
2-1. の計と一致

地域移行等の依頼がいつからですか？	どこからの依頼を受けましたか？																			
	【平成27年度(8月まで)】																			
	本人・家族から	支援者から	区役所から	基幹相談支援センターから	こころの健康センターから	区障がい者相談支援センターから	地域活動支援センター生活支援型から	左記以外の指定特定・一般事業所から	保護観察所から	地域生活定着支援センターから	弁護士会から	社会福祉士会から	更生保護・救護施設から	障がい者支援施設から	精神科等の病院から	高齢者施設から	貴事業者のニーズ掘り起しによる	その他	計	
入口支援期	犯罪・非行の発生後から判決までの間	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
地域移行支援期	矯正施設入所中	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
	釈放後すぐ(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援期	釈放後一定期間経過(2)	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	
	釈放後すぐ(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不明	釈放(退所)後一定期間経過(4)	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	3	2	3	2	0	1	0	0	3	1	0	0	1	1	0	0	0	0	17	

2-1. の計と一致

地域移行等の依頼がいつからですか？	どこからの依頼を受けましたか？																			
	【通期・依頼元順】																			
	区役所から	本人・家族から	地域生活定着支援センターから	支援者から	保護観察所から	弁護士会から	精神科等の病院から	基幹相談支援センターから	区障がい者相談支援センターから	障がい者支援施設から	社会福祉士会から	こころの健康センターから	更生保護・救護施設から	その他	地域活動支援センター生活支援型から	左記以外の指定特定・一般事業所から	高齢者施設から	貴事業者のニーズ掘り起しによる	計	
入口支援期	犯罪・非行の発生後から判決までの間	2	4	1	5	0	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	18	
地域移行支援期	矯正施設入所中	1	2	5	1	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	15	
	釈放後すぐ(1)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
地域定着支援期	釈放後一定期間経過(2)	3	1	0	2	0	2	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	15	
	釈放後すぐ(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不明	釈放(退所)後一定期間経過(4)	7	2	2	2	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
	計	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
計	15	11	9	8	4	4	4	3	3	3	2	1	1	2	0	0	0	0	70	
パーセント		21.4%	15.7%	12.9%	11.4%	5.7%	5.7%	5.7%	4.3%	4.3%	4.3%	2.9%	1.4%	1.4%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

2-1. の計と一致



地域移行等の依頼があった時期	どこからの依頼を受けましたか？																	計	パーセント
	【通期・依頼時期順】																		
	区役所から	本人・家族から	地域生活定着支援センターから	支援者から	保護観察所から	弁護士から	精神科等の病院から	基幹相談支援センターから	区障がい者相談支援センターから	障がい者支援施設から	社会福祉士会から	こころの健康センターから	更生保護・救護施設から	その他	地域活動支援センター生活支援型か	左記以外の指定特定・一般事業所か	高齢者施設から	貴事業者のニーズ掘り起しによる	
入口支援期	2	4	1	5	0	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	18
地域定着支援	7	2	2	2	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
地域移行支援	1	2	5	1	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	15
地域移行支援	3	1	0	2	0	2	0	2	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	15
地域移行支援	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
地域移行支援	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	11	9	8	4	4	4	3	3	3	2	1	1	2	0	0	0	0	70
パーセント	21%	16%	13%	11%	6%	6%	6%	4%	4%	4%	3%	1%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	100%



3-2-3-1. のうち特別調整対象者のケースの内訳をお教えください。

	特別調整	それ以外	不明	計
平成25年度	3	25	0	28
平成26年度	2	22	1	25
平成27年度(8月まで)	1	16	0	17
計	6	63	1	70
パーセント	8.6%	90.0%	1.4%	100.0%

特別調整について、以下の事項をすべて満たすケースで指定された方。(平成21年4月 法務省保観244号 法務省矯正局長・保護局通達)

高齢(おおむね65歳以上)であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。

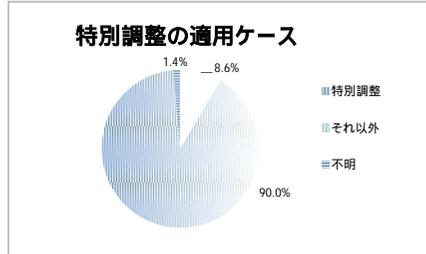
釈放後の住居がないこと。

高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。

特別調整の対象となることを希望していること。

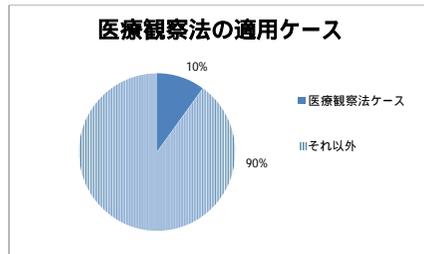
特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。



3-3-3-1. のうち心神喪失者等医療観察法のケースの内訳をお教えください。

	医療観察法ケース	それ以外	不明	計
平成25年度	3	25	0	28
平成26年度	0	25	0	25
平成27年度(8月まで)	4	13	0	17
計	7	63	0	70
パーセント	10.0%	90.0%	0.0%	100.0%

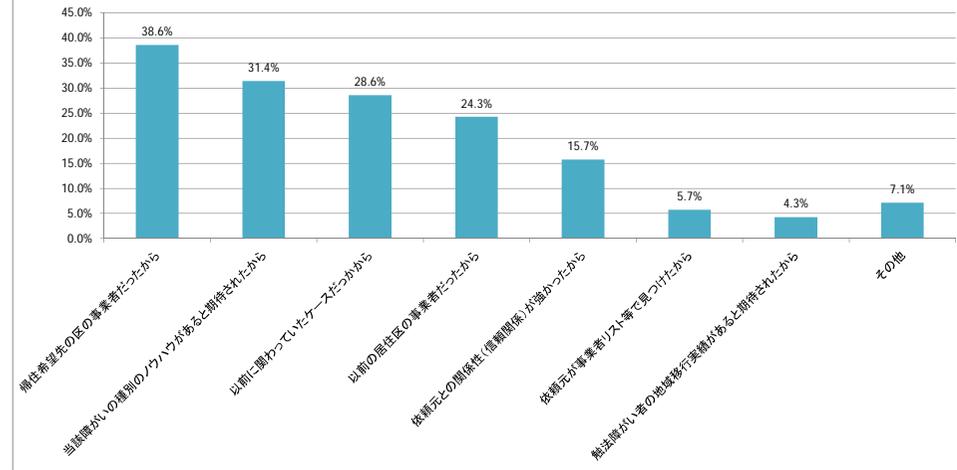
2-1. の計と一致



3-4. 貴事業者に依頼があった理由は何であると考えられますか？（複数回答可）

	帰住希望先の区 の事業者だったか ら	当該障がい の種別のノウハウ があるかと期待さ れたから	以前に関わって いたケースだっ たから	以前の居住区 の事業者だったから	依頼元との関係 性（信頼関係）が 強かったから	依頼元が事業者リ スト等で見つけた から	障法障がい者 の地域移行実 績があると期待 されたから	その他	不明	計
平成25年度	15	10	8	8	4	1	2	0	0	48
平成26年度	7	9	9	6	3	3	0	4	0	41
平成27年度（8月まで）	5	3	3	3	4	0	1	1	0	20
計	27	22	20	17	11	4	3	5	0	109
延べパーセント	38.6%	31.4%	28.6%	24.3%	15.7%	5.7%	4.3%	7.1%	0.0%	

依頼のあった理由（延べパーセント）



4. 地域移行等支援のつなぎ先についてお尋ねします。

4-1. 地域移行等支援のつなぎ先はどこですか？(地域での住まい先がどこに落ち着いたのかを記入ください。)

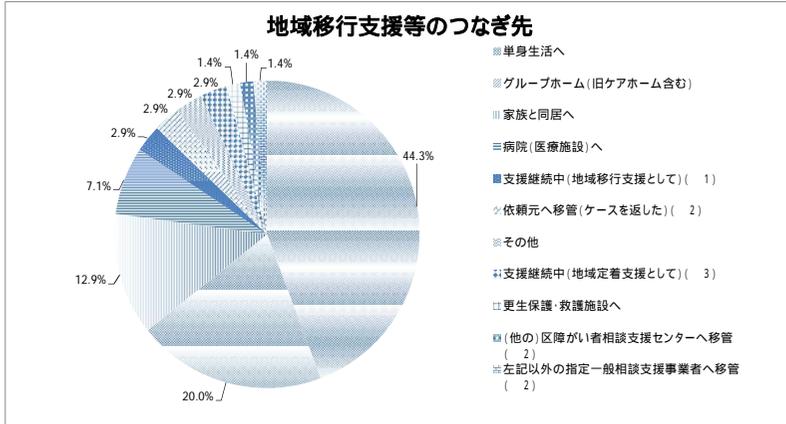
	単身生活へ	グループホーム(旧ケアホーム含む)	家族と同居へ	病院(医療施設)へ	支援継続中(地域移行支援として)(1)	依頼元へ移管(ケースを返した)(2)	その他	支援継続中(地域定着支援として)(3)	更生保護・救護施設へ	(他の)区障がい者相談支援センターへ移管(2)	左記以外の指定一般相談支援事業者へ移管(2)	死亡	(他の)地域生活支援型へ移管(2)	不明	計
平成25年度	15	7	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	28
平成26年度	8	4	7	1	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	25
平成27年度(8月まで)	8	3	0	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	17
計	31	14	9	5	2	2	2	2	1	1	1	0	0	0	70
パーセント	44.3%	20.0%	12.9%	7.1%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	1.4%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(1)について
矯正施設、入所施設、医療施設、保護施設等に入所中の状況であるため、現在、地域移行先を探しているケースについて計上してください。

(2)について
貴相談支援事業所で支援をスタートしたケースであったものの、何らかの事由により他の事業所や依頼元へケースごと移管したものを計上してください。

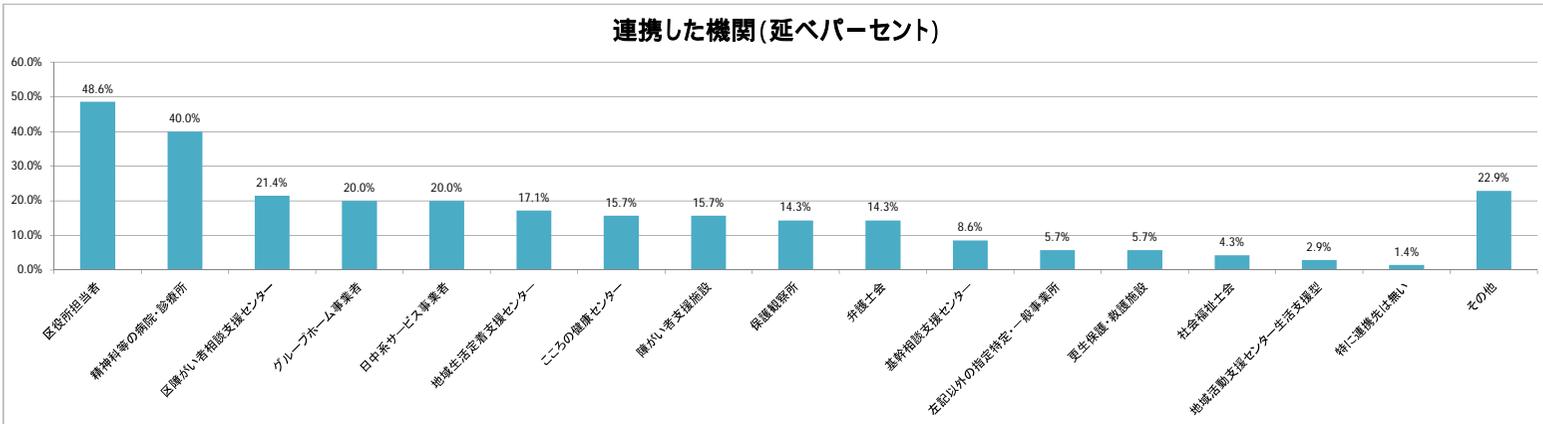
(3)について
依頼があった時点ですでに地域で生活している状況であるため、貴相談支援事業所としては当初から地域定着として支援しているケー

2-1. の計と一致



4-2. どの機関と連携しましたか？(ケースごとに複数計上可)

	区役所担当者	精神科等の病院・診療所	区障がい者相談支援センター	グループホーム事業者	日中系サービス事業者	地域生活定着支援センター	こころの健康センター	障がい者支援施設	保護観察所	弁護士会	基幹相談支援センター	左記以外の指定特定一般事業所	更生保護・救護施設	社会福祉士会	地域活動支援センター生活支援型	特に連携先は無い	その他	区自立支援協議会	計
平成25年度	17	15	4	6	6	6	5	5	3	3	0	0	1	0	2	0	11	0	84
平成26年度	10	8	3	3	4	4	3	5	3	2	2	2	3	0	1	1	5	0	60
平成27年度(8月まで)	7	5	8	5	4	2	3	1	4	5	4	2	1	0	0	0	0	0	51
計	34	28	15	14	14	12	11	11	10	10	6	4	4	3	2	1	16	0	195
延べパーセント	48.6%	40.0%	21.4%	20.0%	20.0%	17.1%	15.7%	15.7%	14.3%	14.3%	8.6%	5.7%	5.7%	4.3%	2.9%	1.4%	22.9%	0.0%	

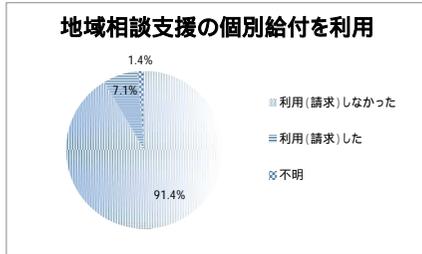


5. 触法障がい者に対する地域移行等支援全般についてお尋ねします。

5-1. 地域移行支援及び地域定着支援(個別給付)を利用しましたか?(触法障がい者分に限る)

	利用(請求)しなかった	利用(請求)した	不明	計
平成25年度	26	1	1	28
平成26年度	22	3	0	25
平成27年度(8月まで)	16	1	0	17
計	64	5	1	70
パーセント	91.4%	7.1%	1.4%	100.0%

2-1. の計と一致する必要はありません。(地域移行・地域定着双方の個別給付利用のケースはダブルカウントしてください。)

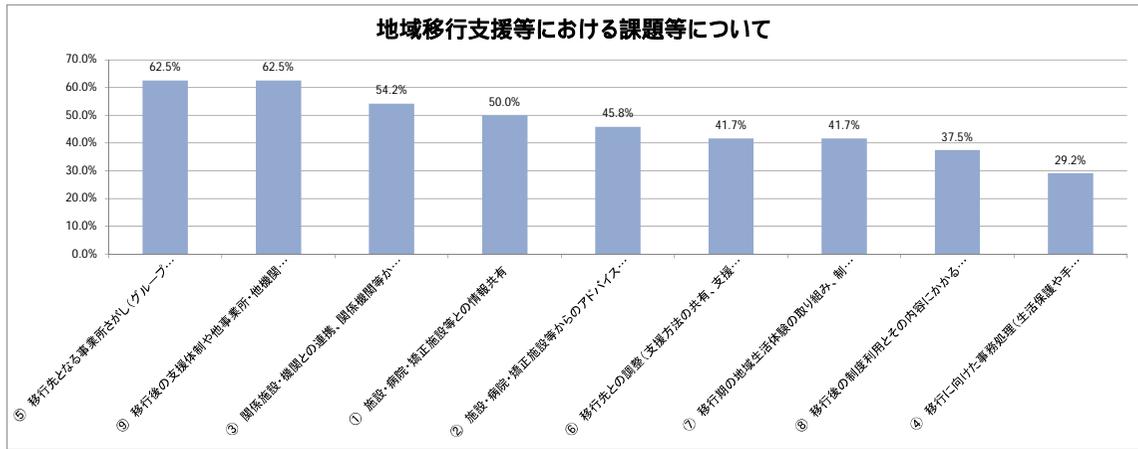


5-2. 地域移行支援及び地域定着支援(個別給付)を利用しなかった理由をご記入ください。(触法障がい者分に限る)

5-3. 触法障がい者に対する地域移行等支援で困ったこと、課題に思うこと、望むことをご記入ください。(複数回答可)

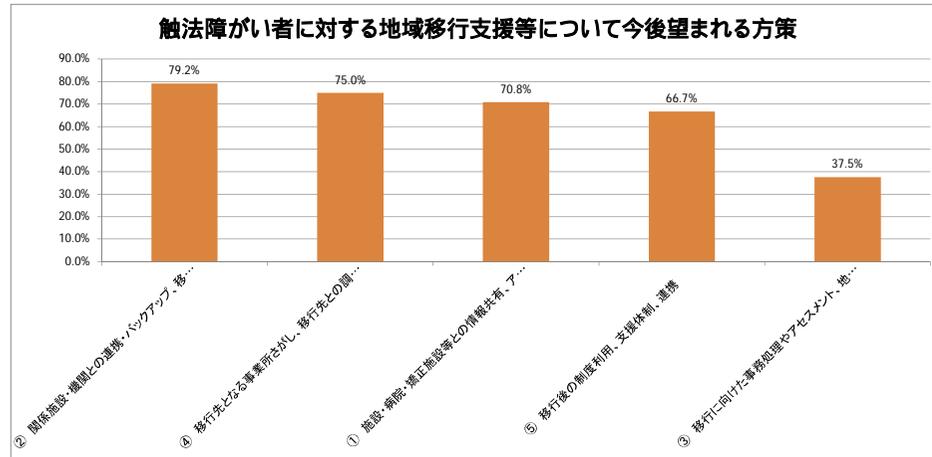
チェックした事業所数

事項	件数	延べパーセント
移行先となる事業所さがし(グループホーム、居宅介護、日中活動、アパートなど)	15	62.5%
移行後の支援体制や他事業所・他機関との連携、バックアップ	15	62.5%
関係施設・機関との連携、関係機関等からのバックアップ	13	54.2%
施設・病院・矯正施設等との情報共有	12	50.0%
施設・病院・矯正施設等からのアドバイスの提供、本人状況の分析や見極め	11	45.8%
移行先との調整(支援方法の共有、支援体制づくりなど)	10	41.7%
移行期の地域生活体験の取り組み、制度利用(体験外出、見学や体験利用、体験宿泊等)	10	41.7%
移行後の制度利用とその内容にかかる調整等	9	37.5%
移行に向けた事務処理(生活保護や手帳取得など)、アセスメント、地域移行計画作成	7	29.2%
合計	102	



5-4. 触法障がい者に対する地域移行等支援について今後望まれる方策について、ご記入ください。(複数回答可)

事項	件数	延べパーセント
関係施設・機関との連携・バックアップ、移行の中核となるべき機関	19	79.2%
移行先となる事業所さがし、移行先との調整、体験取り組み	18	75.0%
施設・病院・矯正施設等との情報共有、アドバイス、状態の分析・見極め	17	70.8%
移行後の制度利用、支援体制、連携	16	66.7%
移行に向けた事務処理やアセスメント、地域移行計画作成	9	37.5%
合計	79	



5-5. 上記5-3、5-4.について具体的な内容、その他、課題に思うこと、望むことについてご記入ください。

触法障がいの地域移行支援の流れについて

(府地域定着支援センターからのケースの場合)

地域移行の希望のある触法障がいのうち大阪市内の障がい者相談支援センターまたは地域生活支援センター生活支援型(以下、相談支援事業所)に依頼をしようとする場合は、地域生活定着支援センターは、事前に障がい者基幹相談支援センターに連絡する。

地域生活定着支援センターからの連絡を受け、障がい者基幹相談支援センターは地域生活定着支援センターより地域移行に必要な情報を入手するとともに、ケース毎に見極めながら適当と考えられる相談支援事業所について府地域定着生活支援センターにアドバイス等行う。

地域生活定着支援センターは を踏まえて、地域生活定着支援センターの業務として市基幹相談支援センターを必要に応じて経由して希望者が地域移行を希望する区もしくは近隣区の相談支援事業所等に対し受け入れのための調整を行う。

(入所施設(市外) 矯正施設(以下、入所施設等)からのケースの場合)

地域移行の希望のある触法障がいの入所者等について入所施設等は、障がい者基幹相談支援センターに連絡する。

入所施設等からの連絡を受け、障がい者基幹相談支援センターは、希望者及び入所施設等に対し地域移行に向けた調整を行い、地域移行に必要な情報を入手する。

入手した情報を元に、障がい者基幹相談支援センターは希望者が地域移行を希望する区もしくは近隣区の相談支援事業所等に対し受け入れのための調整を行う。

(備考)

- 1 以前から関わっていたケースで状況が判っている場合等、指定一般相談支援事業者が基幹相談支援センターを経由しない調整を希望する場合には、その対応も可能とする。
- 2 矯正施設に収監中の時期の地域移行ケース(体験宿泊等)が生じた場合には、福祉局、障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業者が協議・連携のうえ対応を行う。
- 3 精神障がい者にかかる触法障がいのケースについては、こころの健康センターが連携して対応を行う。

